

安全配慮義務：労働安全衛生関係リスクアセスメント

環境・健康

リスクアセスメントに係わる厚生労働省の指針として「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」があります。

下記に「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」のパンフレットの表紙の記載文を示しました。この記載文から、労働安全衛生関係リスクアセスメントと安全配慮義務（労働契約法第5条：労働者へ安全の配慮）との関連性がうかがえます。

リスクアセスメントをやってみよう 危険性又は有害性等の調査等に関する指針

生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入されるなど、労働災害の原因が多様化し、その把握が困難となっています。

このため、法令に規定される最低基準としての災害防止対策を遵守するだけでなく、自主的に個々の事業場の危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じることが求められています。

本指針は、労働安全衛生法第28条の2に基づいて、各事業場においてこれらの措置が適切に実施されるよう、その基本的な考え方及び実施事項を定めたものです。

〔労働契約法第5条：労働者へ安全の配慮〕

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

kes サポート

課 題	kes サポート
作業環境の管理	作業環境測定、局所排気装置等の定期自主検査 排・換気装置の改善・設置
有害物質等ばく露状況の調査	個人ばく露モニタリング、生物学的モニタリング
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断等に基づく衛生診断、リスクアセスメントの実施と教育